

仙台市自転車の安全利用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全利用の推進及び促進に関し、基本理念を定め、市、市民等その他の主体の責務を明らかにするとともに、自転車の安全利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全利用に関する施策を総合的に推進し、もって市民等の交通安全の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- 二 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- 三 自転車利用者 自転車を利用する者をいう。
- 四 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。
- 五 関係機関 自転車の安全利用に関する施策を実施する国及び地方公共団体の機関をいう。
- 六 関係団体 交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体及び自転車の安全利用に関する活動を行う団体をいう。
- 七 自転車小売業者 自転車の小売を業とする者をいう。
- 八 自転車貸出業者 道路（道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。第10条及び第13条第4項において同じ。）において利用する自転車の貸出しを業とする者をいう。
- 九 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。
- 十 自転車損害賠償保険等 自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体の被害に係る損害を填補することを約する保険又は共済をいう。

(基本理念)

第3条 自転車の安全利用の推進及び促進は、市民等一人ひとりが、道路交通法その他の関係法令を遵守し、及び交通事故を防止するよう留意し、並びに互いに譲り合う精神を持つとともに、市その他の主体が自転車を安全に利用することができる環境づくりに努めることにより、安全で安心な街の実現を目指して行うものとする。

(市の責務)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- 一 自転車の安全利用に関する教育及び啓発並びに活動の支援
 - 二 乗車用ヘルメットの着用の促進
 - 三 自転車の定期的な点検及び整備の促進
 - 四 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な施策
- 2 市は、前項各号に掲げる施策の実施に当たっては、関係機関及び関係団体と緊密な連携を図り、必要に応じ、協力を求めるものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、自転車の安全利用について理解を深めるとともに、前条第1項各号に掲げる施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車利用者の責務)

第6条 自転車利用者は、道路交通法その他の関係法令を遵守しなければならない。

2 自転車利用者は、自転車の安全利用に必要な知識の習得に努めなければならない。

3 自転車利用者は、歩行者及び他の自転車の通行に配慮して自転車を利用するよう努めなければならない。

4 自転車利用者は、自転車で歩道（道路交通法第2条第1項第2号に規定する歩道をいう。第15条第1項において同じ。）を通行する場合において、その通行が歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、あらかじめ当該自転車を押して歩く等、当該歩行者の安全に配慮するよう努めなければならない。

5 自転車利用者は、自転車横断帯（道路交通法第2条第1項第4号の2に規定する自転車横断帯をいう。）のない横断歩道（同項第4号に規定する横断歩道をいう。以下この項において同じ。）を歩行者用信号機（同項第14号に規定する信号機で歩行者の通行の用に供するものをいう。）に従って自転車で通行する場合において、その横断歩道に通行している歩行者がいるときは、当該自転車を押して歩く等、当該歩行者の安全に配慮するよう努めなければならない。

6 自転車利用者は、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

7 自転車利用者は、その利用する自転車について定期的に点検し、必要な整備を行うよう努めなければならない。

(保護者等の責務)

第7条 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全利用に関する教育を行うよう努めなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

3 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について定期的に点検し、必要な整備を行うよう努めなければならない。

4 70歳以上の者の家族は、当該70歳以上の者が自転車を利用するときは、その者に対し、乗車用ヘルメットの着用に関する助言その他の自転車の安全利用に関する助言を行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その業務の遂行又は通勤のため自転車を利用する従業者に対し、自転車の安全利用に関する啓発を行うよう努めなければならない。

(自転車小売業者の責務)

第9条 自転車小売業者は、自転車の販売に当たっては、自転車を購入しようとする者に対し、第6条の責務を周知し、及び自転車の安全利用に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

(自転車貸出業者の責務)

- 第10条 自転車貸出業者は、その貸出しを受けて道路において自転車を利用しようとする者に対し、自転車の安全利用に関する啓発を行うよう努めなければならない。
- 2 自転車貸出業者は、道路において利用する自転車の貸出しに当たっては、当該自転車について定期的に点検し、必要な整備を行うよう努めなければならない。

(学校の長の責務)

- 第11条 学校の長は、その児童、生徒又は学生に対し、自転車の安全利用に関する教育又は啓発を行うよう努めなければならない。

(自動車等の運転者の責務)

- 第12条 自動車等(道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。)の運転者は、自転車の側方を通過するときは、当該自転車との間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めなければならない。

(自転車損害賠償保険等への加入)

- 第13条 自転車利用者(未成年者及び業務のために自転車を利用する者を除く。)は、自らが被保険者となる自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が、当該自転車利用者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に参加しているときは、この限りでない。
- 2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が、当該未成年者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に参加しているときは、この限りでない。
- 3 事業者は、その業務において従業者に自転車を利用させるに当たっては、当該従業者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に参加するよう努めなければならない。
- 4 自転車貸出業者は、その貸出しを受けて道路において自転車を利用する者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に参加するよう努めなければならない。
- 5 市は、自転車損害賠償保険等に参加しようとする者の利便に資するため、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他の措置を講ずるものとする。
- 6 学校の長は、その児童、生徒若しくは学生又はこれらの保護者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(自転車損害賠償保険等への加入の確認)

- 第14条 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。
- 2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に参加していることを認めることができないときは、当該自転車を購入しようとする者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(自転車押し歩き推進区間)

- 第15条 市長は、歩行者の安全を確保するために特に必要があると認める歩道の区間を、自転車押し歩き推進区間として指定することができる。
- 2 前項の規定による指定は、時間帯を限って行うことができる。
- 3 自転車利用者は、自転車押し歩き推進区間内を通行するときは、自転車を押して歩くよう努めなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定により自転車押し歩き推進区間を指定したときは、その旨を告示しなければならない。
- 5 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定による自転車押し歩き推進区間の指定を変更し、又は解除することができる。
- 6 第4項の規定は、前項の規定による自転車押し歩き推進区間の指定の変更及び解除について準用する。

(道路交通環境の整備)

- 第16条 市は、関係機関と相互に連携し、自転車利用者が自転車を安全に利用できる道路交通環境の整備に関する事業を推進するものとする。

(自転車安全利用計画)

- 第17条 市は、自転車の安全利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車の安全利用に関する計画（次項において「自転車安全利用計画」という。）を策定するものとする。
- 2 自転車安全利用計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 自転車の安全利用に関する教育及び啓発に関する事項
 - 二 自転車に係る道路交通環境の整備に関する事項
 - 三 前2号に掲げるもののほか、自転車の安全な利用に関し必要な事項

(委任)

- 第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、第13条及び第14条の規定は、同年4月1日から施行する。

自転車損害賠償保険等への 加入が義務となります

(平成31年4月1日から)

伊達政宗
伊達政宗

乗るなら保険に入るべし!
交通ルールを守るべし!

©奥州・仙台おもてなし集団伊達武将隊

自転車事故による高額賠償事例が発生しています。

判決認容額^(※) 9,521万円

自転車に乗った男子小学生が歩行中の女性と衝突、
女性は意識が戻らない状態となった。

(神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決)

※判決認容額:判決文で加害者が支払いを命じられた金額

※自転車損害賠償保険等:自転車の利用に
係る交通事故により生じた他人の生命
または身体の被害に係る損害を填補する
ことを約する保険又は共済をいいます。

仙台市



「仙台市自転車の安全利用に関する条例」により、 自転車損害賠償保険等への加入が義務となります(平成31年4月1日から)

自転車を利用し、自転車事故を起こして相手方を死傷させた場合に、高額な賠償を請求される事例が発生しています。高額な賠償請求に対応できる自転車損害賠償保険等に必ず加入しましょう。

<自転車損害賠償保険等の一例>

- ☑個人賠償責任特約：自動車保険や火災保険、傷害保険などに「特約」として付帯するもの
- ☑TSマーク付帯保険：自転車安全整備店で点検・整備を受けた自転車に付帯する保険
- ☑自転車保険：コンビニエンスストアやインターネットなどを窓口にして加入できる主に自転車利用に向けた保険



自転車損害賠償保険等加入チェックシート

家族のうち1人が加入していれば同居の家族も補償の対象となる場合などもありますので、家族でご確認ください。

自転車を利用中の事故により、他人にケガをさせてしまった場合など、相手の生命または身体の損害を補償できる保険(自転車損害賠償保険等)*に加入していますか。 ※点検整備した自転車に貼られる「TSマーク」も該当します。

はい

わからない

いいえ

自動車保険、火災保険、傷害保険のいずれかに加入していますか。

はい

わからない

いいえ

共済、各種団体保険(職場で加入する保険や学校のPTA保険等)のいずれかに加入していますか。

はい

わからない

いいえ

自転車損害賠償保険等に相当する補償が、基本補償または特約*としてついていますか。

*「特約」の名称は、個人賠償責任補償特約、日常生活賠償特約など、保険会社により異なります。

はい

わからない

いいえ

すでに自転車損害賠償保険等に加入されています

保険証券をご用意のうえ、ご加入の保険会社にご確認ください

自転車損害賠償保険等への加入が必要です!

*加入の確認ができない方も保険への加入を検討しましょう。

クレジットカードにも、自転車損害賠償保険等に相当する補償が付いている場合がありますので、カード会社にお問い合わせください。

お問い合わせ先 仙台市市民局自転車交通安全課 TEL.022-214-1075

詳しくは、本市ホームページをご覧ください。 [仙台市自転車条例](#) [検索](#)